



発行 新潟県

号外 1

平成30年12月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

1325 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1325号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年12月19日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-([2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ)メチル)フェノール(通称名:25E-NBOH、2C-E-NBOH)及びその塩類
- (2) 3-[1-(1-ピペリジニル)シクロヘキシル]フェノール(通称名:3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP)及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート(通称名:NPB-2)及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

平成30年12月20日